

○一関工業高等専門学校研究設備・機器共用規則

(令和6年3月4日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、技術職員の人材育成にも貢献する。

(体制)

第3条 研究設備・機器の共用を推進するため、地域共同テクノセンター(以下「センター」という。)が運用・管理を行う。

(共用の対象とする研究設備・機器)

第4条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とするなど、多くの者に共用出来るような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

なお、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

第5条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 教育研究機関の研究者及び技術者

(2) 企業の研究者及び技術者

(3) その他校長が特に認めた者

2 前項に掲げる者のうち、本校との共同研究、受託研究及びその他の研究助成事業の共同研究者等又は科学研究費助成事業の分担者等については、本規則を適用しない。

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第6条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して20日前(土日祝日及び本校の休業日を除く。)までに、所定の申請書を一関工業高等専門学校長(以下「校長」という。)に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は、前項の申請を許可したときは、所定の許可通知により申請者に通知するものとする。

3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。

- (1) 校長の指示に従うこと
- (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
- (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
- (4) その他校長が必要と認めること

4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。

- (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられる恐れがあるとき
- (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

第7条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第8条 第6条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第9条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日(土日祝日及び本校の休業日を除く)までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6-7条第1項の規定による許可を取消することができるものとする。

- (1) 第6条第3項各号(第3号を除く)に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第8条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(講習)

第10条 使用者は、設備の利用の前に本校担当者から研究設備・機器を正常稼働させるための手法を習得するために必要な講習を受けなければならない。

(使用料等)

第11条 使用料及び講習料については、別表に定める金額とする。

2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用等(以下「必要経費」という。)は、別に徴収するものとする。

3 使用者は、前2項に定める使用料・講習料及び必要経費(以下「使用料等」という。)を本校が指定する期日までに納付しなければならない。

4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。

5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(守秘義務)

第12条 使用者は、研究設備・機器の利用により知り得た秘密事項又は知的財産等について第三者に漏えい又は開示してはならない。

(免責)

第13条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 研究設備・機器の共用に係る事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校研究設備利用規則は廃止する。

別表（第11条関係）

使用機器及び使用料等

番号	装置名	使用料／時間 (消費税抜)	備考
1	近赤外分光光度計 PlaScan-WS (Infrared Fiber System)	2,900 円	
2	紫外・可視・近赤外分光光度計 V-670 (日本分光)	1,000 円	
3	糖度計 AMAMIR Optical Taster TD-2000 (東和電機工業)	500 円	
4	高速液体クロマトグラフ-質量分析計 LCMS-2020 (島津製作所)	3,200 円	
5	凍結乾燥機 FDU-2000 (東京理科機器)	3,000 円	1 回

6	蛍光マイクロプレートリーダー (TECAN)	1,000 円	
7	固液兼用型核磁気共鳴装置 AVANCE III HD400 (ブルカー・バイオスピン)	9,000 円	
8	電子線マイクロアナライザ(EPMA) JXA-8530F (日本電子)	8,000 円	
9	流動式比表面積測定装置 フローソープⅢ(島津製作所)	2,000 円	
10	コンバージミル(アーステクニカ、真壁技研)	500 円	
11	ハンマーミル (東京アトマイザー製造)	500 円	
12	遊星型ボールミル P-7 (フリッチュ)	500 円	
13	転動式ボールミル (ヤマト科学)	500 円	
14	カールフィッシャー水分計 AQ-300 (平沼産業)	500 円	
15	遊星型ボールミル P-6 (フリッチュ(株))	500 円	
16	全有機体炭素計 TOC-V (島津製作所)	2,000 円	
17	熱分析装置 (TG-DTA・DSC) Thermo plus EVO (リガク)	2,000 円	
18	高速冷却遠心機(日立工機)	1,000 円	
19	デジタルマイクロスコープ(島津理化)	1,000 円	
20	PH/RDO/IONメーター ORION STAR A329 (サーモフィッシャーサイエンティフィック)	1,000 円	

番号	装置名	使用料/時間 (消費税抜)	備考
21	においセンサー XP-329m (新コスモス電機)	1,000 円	
22	レーザー回折式粒子分布測定装置 SALD-2300 (島津製作所)	2,100 円	
23	電気化学分析装置 ALS1210A (ビー・エー・エス)	1,500 円	
24	紫外可視分光光度計 V-650DS (日本分光)	1,000 円	
25	フーリエ変換赤外分光光度計 FT/IR-4100ST (日本分光)	2,900 円	
26	ガスクロマトグラフ質量分析計 GCMS-QP2010Plus (島津製作所)	5,000 円	
27	原子吸光分析装置 iCE 3500 (サーモフィッシャーサイエンティフィック)	2,000 円	

28	イオンクロマトグラフ 761Compact IC (メトローム)	1,000 円	
29	X線回折装置 UltimaⅢ (リガク)	2,000 円	

○講習料 3,200 円 (初回のみ使用料に加えて講習料を納付する。)

○必要経費 研究設備・機器の使用に際して必要な消耗品等は、使用者が準備するか使用後に清算する。

一関工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書

年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

一関工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。
使用にあたっては、一関工業高等専門学校研究設備・機器共用規則を遵守します。

申請者 (利用者)	住所・所在地	〒		
	機関等名称			
	氏 名	(印)		
	連 絡 先	TEL : () E-mail :		
使用料等 請求先	住所・所在地	〒		
	担当部署			
	担当者氏名			
	連 絡 先	TEL : () E-mail :		
使用設備・機器名	使用目的	使用日時		利用時間
		年 月 日 時 分 ~ 時 分		
		年 月 日 時 分 ~ 時 分		
		年 月 日 時 分 ~ 時 分		
減免申請	<input type="checkbox"/> 申請する <input type="checkbox"/> 申請しない			
	申請理由			

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、□にレをご記入願います。

<input type="checkbox"/> 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに同意する。
<input type="checkbox"/> 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。
<input type="checkbox"/> 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合 ・校長の指示に従わなかった場合 ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

※同意いただけない場合、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

一関工業高等専門学校研究設備・機器使用許可（不許可）通知書

年 月 日

_____ 様

一関工業高等専門学校長



申請のありました研究設備・機器の使用について、以下の通り通知いたします。

記

申請結果 許可
 不許可（理由： _____ ）

※許可の場合のみ、以下記載

使用設備・機器名	使用日時	使用時間
	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
担当教職員名	連絡先	TEL : _____ (_____) E-mail : _____
利用条件		
減免の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	使用料 円（消費税込）
	理由	

ご使用に当たって

1. 使用にあたっては、一関工業高等専門学校研究設備・機器共用規則及び利用条件を遵守の上、使用してください。
2. 使用料等については、別途、請求書により指定銀行へ期日までに払い込んでください。
指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消する場合があります。
3. 研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
4. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器担当者の確認を取ってください。持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。
5. 事故等の発生及び研究設備・機器を破壊等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。